校区まちづくり協議会の支援に関する

あり方について

報告書

令和２年３月

八尾市校区まちづくり協議会の支援に関する検討会議

【目次】

１．校区まちづくり協議会の支援に関する検討の背景等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（１）検討の背景
（２）検討事項

２．平成３０年度報告書について（まち協の活動･運営のあり方（めざす姿）） ・・・・・・・・・・・・ 3
（１）まち協の役割
（２）まち協の活動･運営の全体像
（３）まち協の運営のめざす姿

３．「まち協の活動･運営のあり方」の実現に向けて市に求められる考え方･活動 ・・・・・・・・・・・・・・ 6
（１）まち協と市の関係に対する考え方
（２）まち協の支援に関する基本的な考え方

４．引き続き検討が必要な課題 ・・・ 13

資料編

１．八尾市校区まちづくり協議会の支援に関する検討会議 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
２．交付金 ・・ 16

１．校区まちづくり協議会の支援に関する検討の背景等

（１）検討の背景

平成 30 年度において、八尾市における地域のまちづくりの推進方策を振り返るとともに、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例（以下、「条例」という。）が期待する役割を校区まちづくり協議会（以下、「まち協」という。）が継続的に果たしていくため、まち協の活動のあり方や組織運営、まち協と本市との協働のあり方、まち協に対する支援のあり方等を検討し、「校区まちづくり協議会のあり方について報告書」（以下、「平成 30 年度報告書」という。）を取りまとめました。

令和元年に入り、八尾市において第 6 次総合計画の策定作業が進められ、令和 2 年 2 月に実施されたパブリックコメント用素案（以下、「6 次総計パブコメ素案」という。）において、まちづくりの推進方策として「共創と共生の地域づくり」を進めるため検討されています。「実践の方針」や「実践の体制」において、「平成 30 年度報告書」に掲げた「まち協に期待される役割」や「活動の基本的な進め方」の考え方が反映されています。

（２）検討事項

令和 2 年度には、第 3 期わがまち推進計画の策定作業が開始されることから、平成 30 年度報告書に掲げた「まち協に期待される役割」等

全体像を踏まえ、まち協のめざす姿を実現するための支援のあり方として、以下の 3 点について検討しました。今後、「まち協活動の手引き」等の策定を通じて、まち協のめざす方向性について市民と市と認識の共有を進めていくことが求められます。

検討内容

①まち協に対する、コミュニティ推進スタッフ及び出張所等の職員（以下、「コミスタ等」という。）の支援について
②まち協活動に対する評価について
③校区まちづくり交付金（以下、「交付金」という。）の使用用途の充実について

本報告書の位置づけ

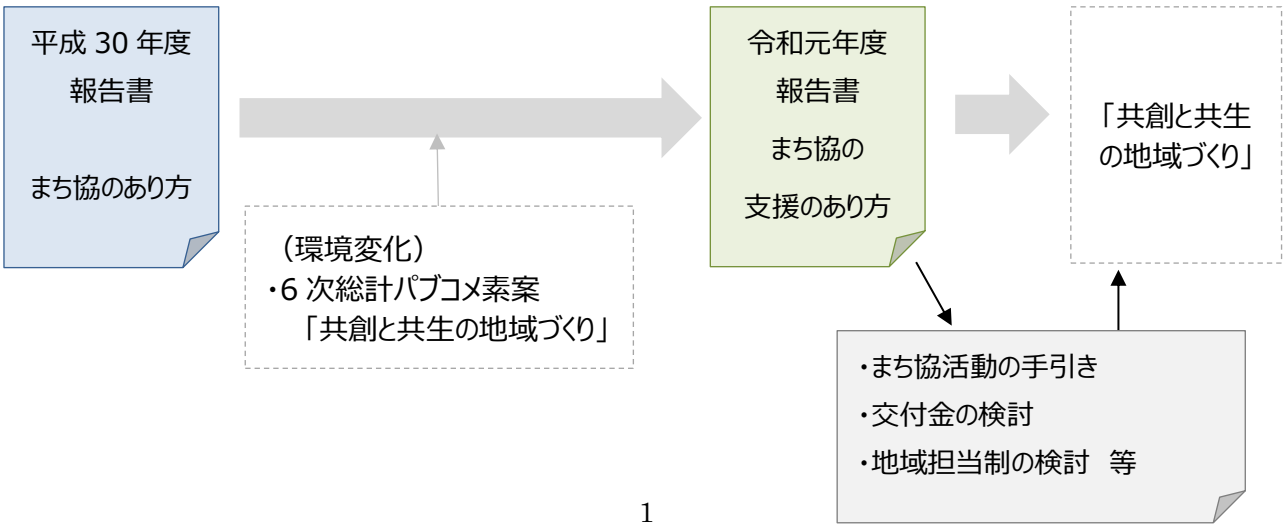

（参考）「共創と共生の地域づくり」におけるまち協の役割・活動

６次総計の方向性においては、まち協がこれまで培ってきた組織・活動・経験を強みとして発揮し、誰もが取り残されることなく安心して暮らせる「共創と共生の地域づくり」を進めるため検討を行っています。平成 30 年度報告書で示した内容を踏まえ、「共創と共生の地域づくり」の方向性を受けて、「まち協が対話の場を設置する」、「市民に対話の場への参加を促す」ことを発展内容として、まち協の役割・活動のあり方を検討することとします。

「共創と共生の地域づくり」におけるまち協の活動・役割

●まち協を、誰もが参加できる「開かれた場」とする

・まち協を、校区住民等（地域住民、通勤・通学者、事業者や団体等）が、誰でも参加できる開かれた場とし、課題や目標の共有や解決アイデアを創出するための対話を大切にする。

●まち協が、「対話の場」の場を設置する

・共創と共生の地域づくりに向けて、わがまち推進計画の策定主体であるまち協が中心となって対話の場を設ける。

・まち協は市とともに、校区内の様々な人材・施設・団体とのネットワークを活かしながら、より多くの市民が対話の場へ参加できるよう促す。

●対話を通じて共有した課題、目標、取り組み等を、まち協がわがまち推進計画にとりまとめる

・まち協は校区内の各組織のネットワーク機能を発揮して、校区住民等の意見を集約したわがまち推進計画を地域のまちづくりの活動指針として策定し、地域が力をあわせて取り組むべき課題、目標、実現のための取り組みを示す。

●対話の場を活用し、「課題共有」→「アイデア創出」→「活動実践」→「ふりかえり」という流れで活動する

・まち協が中心となって設ける「対話の場」を市民と市が活用して、「課題共有」→「アイデア創出」→「活動実践」→「ふりかえり」という流れで、役割分担、連携・協力しながら、地域の課題解決や魅力創出の取り組みを総合的に進める。

・地域住民が望む目標が実現するよう、以下の方針により取り組みを進める。

① 対話するための開かれた場を大切にする（地域課題の共有・アイデア創出）
② あらゆる主体が連携して活動し課題を解決する（アイデア創出・活動実践）
③ 活動の効果を検証する（ふりかえり）

（参考：6 次総計パブコメ素案）

２．平成３０年度報告書について（まち協の活動・運営のあり方（めざす姿））

（１）まち協の役割

本市では、まち協をはじめとして、地区福祉委員会や地区自治振興委員会（町会・自治会）等の地域団体があり、地域課題の解決に寄与する様々な活動が行われています。まち協は、条例において規定され、市内全ての小学校区（28 校区）で設立されています。校区住民等が「わがまち意識」を共有し、地域の未来を考え、みんなの力で地域の特色を活かして、防災・防犯、健康、子どもの支援、住民のつながり等、地域の身近な課題を解決するために、対話の場を活用し活動を行っていきます。

校区まちづくり協議会の役割

●地域課題の解決や地域魅力の向上に向けた地域のまちづくりを推進

・校区住民等が参画する対話の場を設け、より多くの校区住民等に参加を促す。

・校区のまちづくりの目標、活動方針、活動内容等を定めたわがまち推進計画を策定する。

・地域の力を結集し、市民と市が連携・協力してアイデアを創出、実践する。

校区まちづくり協議会の運営

誰にでもオープン	地域の力を結集	情報の公表・広報
・校区住民等であれば、誰でもいつでも参加できる、開かれた対話の場とします。**（オープン、対話）**	・いつまでも住み続けたいまちをめざし、地域の力を合わせて活動します。**（協力）** ・必要に応じて、校区外からも多様な資源（知見、労力、資金等）を確保します。**（受援）**	・組織・活動・会計に関わる情報を公表し、透明で開かれた運営を行います。**（信頼）** ・まちの課題やまち協の成果をアピールし、活動への参加・協力につなげます。**（認知）**

（参考）校区まちづくり協議会の概要

	条例での記載概要
校区まちづくり協議会（第１０条の２）	議論の場又は対話の場で出された地域における社会的な課題の解決を図り、地域のまちづくりを推進する組織
わがまち推進計画（第１０条の３）	校区まちづくり協議会は、暮らしに身近なまちづくり及び様々な地域活動を進めていくに当たり、当該校区の市民の意見を集約した上で、地域のまちづくりの目標、活動方針、活動内容等を定めたわがまち推進計画を策定する。

（２）まち協の活動・運営の全体像

まち協の主たる活動は、地域における「社会的課題の解決」です。校区住民等が参画する「対話の場」を設け、より多くの校区住民等に参加を促します。地域特性や校区住民等の声を踏まえ、まち協が取り組むべき課題を設定するとともに、校区住民等と共有します。また、課題解決のために、校区内外の様々な主体（事業者、ＮＰＯ、大学等）とも連携・協力しながら、必要な資源（知見、労力、資金等）を確保し、アイデアを創出・実践し、効果を検証し、地域課題の軽減・解消を実現していきます。また、これまであまり地域のまちづくりに関わる機会がなかった校区住民等や校区内外の様々な主体等が関わるきっかけを増やし、担い手の層を厚くしていきます。

地域の課題解決や魅力向上のための活動を続けていくためには、地域力を向上し、組織・活動の持続性を高めていく「まち協運営」に取り組むことが必要です。具体的には、担い手の募集・育成、役割分担、住民の認知・信頼・協力を得るための広報（組織・活動紹介、参加の呼びかけ）、組織運営事務（計画・予算・決算資料の作成、会議運営、資金運営等）に取り組むことが必要です。

まち協活動の全体像

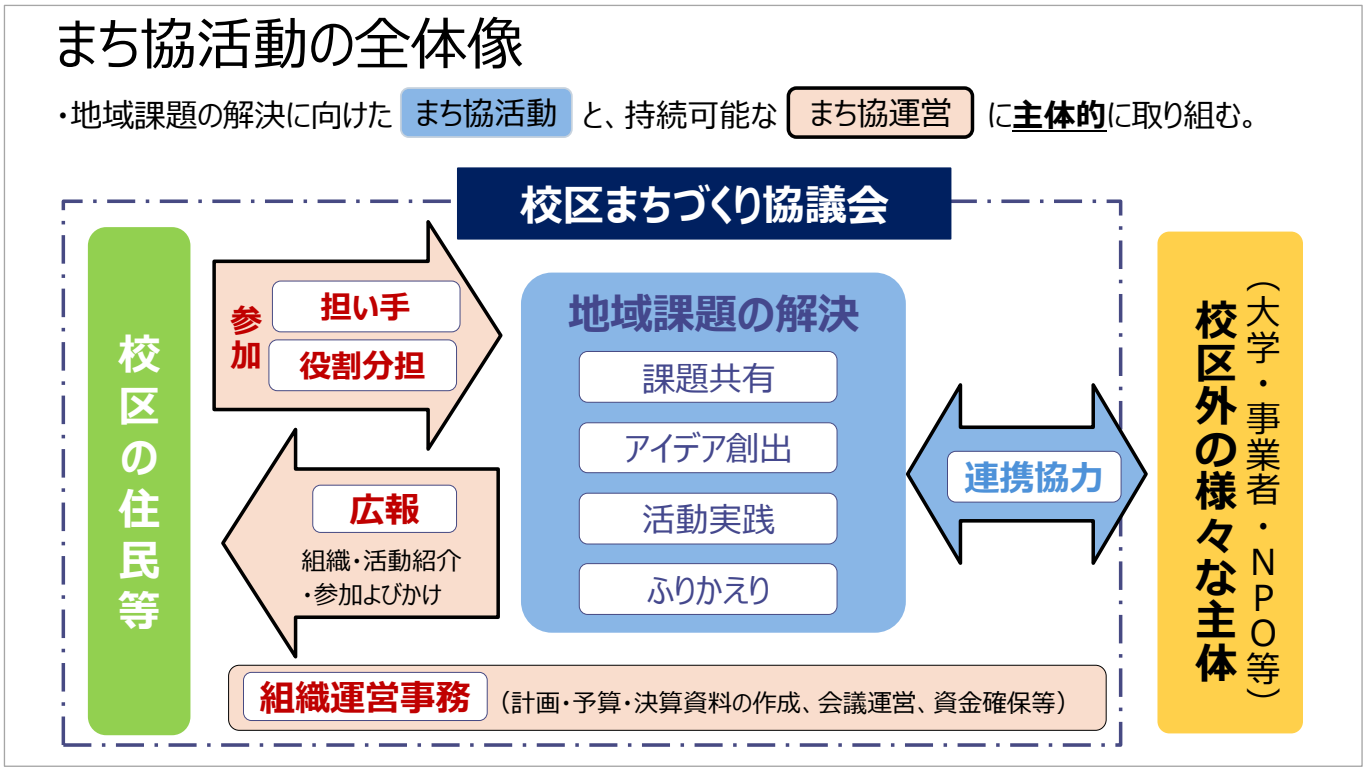

（３）まち協の運営のめざす姿

わがまち推進計画に掲げる目標の実現に向けて、まち協の活動の活動内容と組織運営の両面からふりかえり、ステップアップしていくことが大切です。

担い手の募集・育成、役割分担、住民の認知・信頼・協力を得るための広報（組織・活動紹介、参加の呼びかけ）や外部パートナーとの連携、組織運営事務（計画・予算・決算資料の作成、会議運営、資金運営等）について、まち協運営のめざす姿を例示しました。

まち協活動の持続性を高める組織運営

	目的	めざす姿（例）
活動に誘い、担い手を育成する	担い手を確保・育成していくことで、次の世代に活動のバトンを渡していく。	□まち協が、誰もが参加できる場であることが広く知られている。 □様々な担い手（年齢、性別等を問わず）が関心に応じて活動に参加・協力している。 □参加のきっかけが「役員」の順番であった担い手が、やりがいを感じて活動を継続している。 □現在、活動を牽引している担い手の次世代が育っている。
活動を分かち合う（役割分担）	校区住民等が、まち協の活動に参加しやすいような条件を整える。	□「できる人が・できる時に・できることを行う」ことを考え方とし、無理なく、楽しみながら、多くの担い手が活動を分担している。 □「私の代わりをやってもらう」「これまでしてきた方法をそのまま引き継ぐ」のではなく、「できる人に・できる範囲」で協力を呼びかける。 □定期的に会議を開催し、担い手同士がお互いの活動の状況や情報を共有している。
まち協の活動を住民に伝える（広報）	まち協の役割や活動、参加・協力して欲しいことを校区住民等と共有する。	□まち協の役割や活動について、校区住民等の認知度が高まっている。 □地域課題について、校区住民等に理解され情報が共有されている。 □参加・協力している住民が増えている。 □広報紙や回覧版の他、インターネット・ＳＮＳを活用して、情報発信・情報共有をしている。 □参加して欲しい対象者が、どのような広報手段を望んでいるのかを踏まえて適切な広報手段を 活用している。 □まち協の認知度が向上し、期待に応え信頼が高まる。
校区内外の多様な主体（パートナー）と連携・協力する	地域の課題解決や魅力向上に向けて、校区内の地域力を結集するとともに、校区外の主体（事業者、ＮＰＯ、大学等）ともつながり、知恵・ノウハウ等を学び、活用します。	□まち協が取り組もうとしている課題や魅力創出の取り組みが広く発信されている。 □連携・協力できそうな校区内外の多様な組織・団体とゆるやかなネットワークを有している。 □近隣のまち協や、校区外の主体と連携・協力した事例が実践されている。 □地域力が結集されている。
まち協活動に必要な必要資源を確保する	まち協が活動に当たって不足している資源（人、資金、情報等）を調達できるようになる。	□事務局の体制を整えている。 □持続可能なまち協の運営を行うために自主財源の確保に取り組んでいる。 □資産管理、契約関係、事業者の募集する助成金への応募等、必要性に応じて、法人格を取得している。

３．「まち協の活動・運営のあり方」の実現に向けた市に求められる考え方・活動

（１）まち協と市の関係に対する考え方

共創と共生の地域づくりにおけるまち協と市との連携・協力にあたって、次の考え方を基本とします。

●考え方

まち協と市は、まちづくりに関する情報を共有し、役割分担と理解したうえで、対等な立場で、ともに共創と共生の地域づくりを進める（パートナー）です。

まち協と市において、まち協や地域のまちづくりがめざす方向性に関する認識を共有する必要があります。また、まち協は、対話の場で出された地域課題の解決を図り、地域のまちづくりを推進する組織として、条例に位置付けられ設立された組織です。まち協の設立趣旨に立ち戻り、まち協と市の関係性や考え方を共有し、それぞれの校区の考える課題を「わがごと」として同じ想いをもてるように意識を変えていくことが必要です。

●まち協

・わがまち推進計画に掲げる実現を達成するための地域活動の優先順位をまち協の対話の場を活用し、話し合ったうえで取り組んでいく。

●市

・各まち協がわがまち推進計画に掲げる実現の目標を達成できるように、まち協とよく話し合いを行い、情報共有を進め、対等な立場で活動の支援に取り組んでいく。

（２）まち協の支援に関する基本的な考え方

●考え方１

わがまち推進計画に掲げる目標の達成に向けた地域の課題解決や魅力向上に向けた活動の主体は、まち協です。地域課題の解決等に向けて、まち協と担当課が両輪となって取り組みます。

コミスタ等は、まち協と各担当課との協働が円滑に進むように、「橋渡し役」となります。

担当課は地域課題の解決の促進にあたり事業実施を行っています。担当課は、様々な情報をもっており、国・府等の法令・制度等の活用における本市の窓口となっています。また、これまでの事業実施の経験等から、課題解決のストーリーを描く力を持っています。さらに、外部の専門家とのネットワークを有しています。

一方、コミスタ等は、わがまち推進計画の策定プロセスを通じて、校区住民等の想いやまちづくりの方向性、暮らしに根差した地域課題を把握しています。また、地域資源を把握し、地域の魅力向上に向けた活用アイデアを有しています。さらに、地域の様々な団体やキーパーソンと継続的に面識や関係性を維持しています。課題解決に向けて、担当課とコミスタ等が双方の知見・ネットワークを活用し、地域とともに取り組んでいくことが必要となります。

そのため、コミスタ等には、受け身的にまち協や担当課の意見・要望をそのまま伝えるだけではなく、対話の場を通じて、まち協の目標（課題解決、魅力向上）を担当課と共有できるよう促します。また、担当課もまち協の目標を「わがごと」とすることにより、担当課の目標にもなります。まち協と担当課との協働が進むように、両者の関係性の構築や相互理解、アイデア創出・共有等の場づくり、校区内外の主体との連携・協力等を支援し、コーディネート（橋渡し）することが期待されます。

このような役割を担当課やコミスタ等が果たすことができるように、まち協・担当課・コミスタ等との連携の仕組みを整えるとともに、まち協の自立に向けた支援と、より良い協働を進めるための考え方や進め方を理解した職員の育成が必要です。

目標の達成に向けた「まち協」と「各担当課」との橋渡し（イメージ）

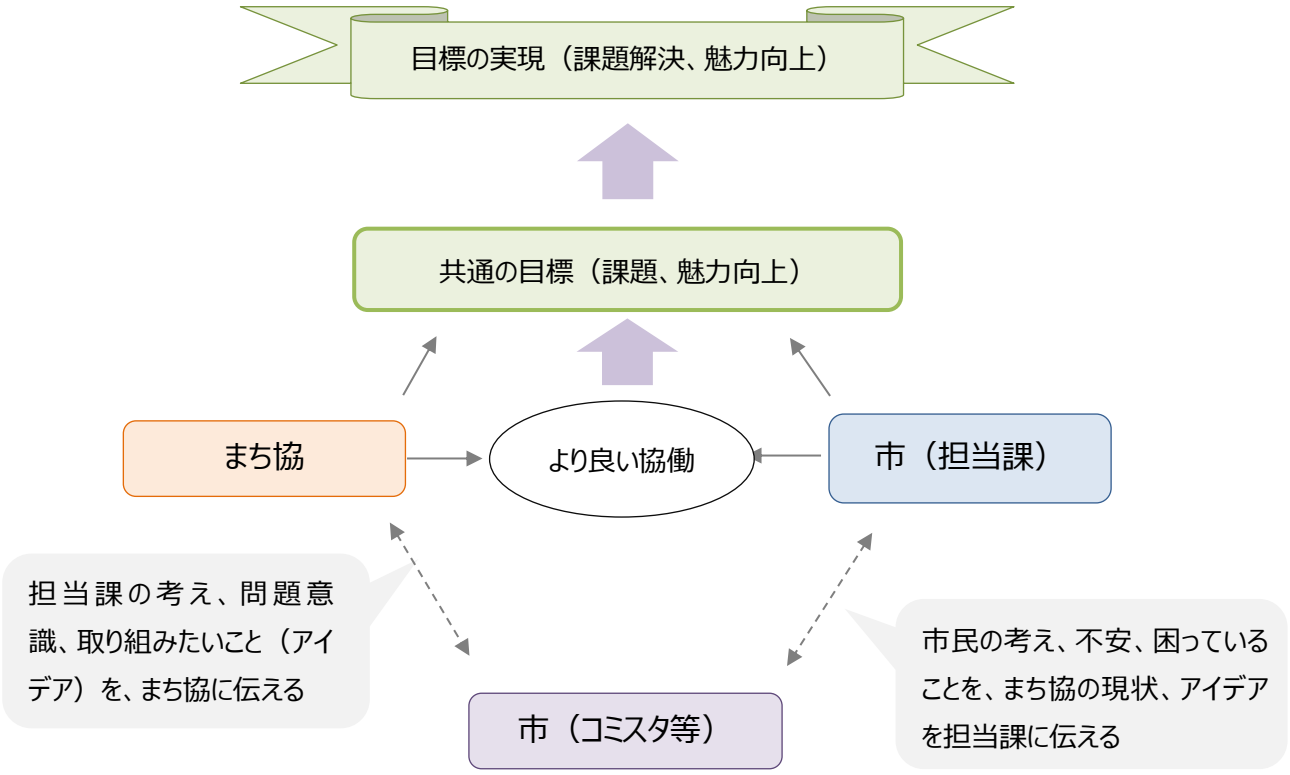

（橋渡し役）

●考え方２

コミスタ等は、地域力の向上に向けて、各まち協の現状に合わせ「まち協ができることを少しずつ増えていく」ように「まち協」を支援します。

まち協が活動・運営能力を高めていくためには、まち協の名称だけでなく、まち協の設立目的や役割、活動内容、成果についての認知が広がり、信頼を獲得することが基盤となります。

各まち協が、設立後様々な取り組みをどのように積み重ねてきたのかにより、活動・運営について取り組み方に違いがみられるようになってきています。

これまで、コミスタ等は、組織づくりや、わがまち推進計画の策定、交付金に関する事務等、様々な支援を行っており、まち協運営に比重を置いた支援となっていました。

まち協には、誰もが参加できる対話の場を設け、地域課題や地域の魅力について話し合うことや、対話の場を活用し、「課題共有」→「アイデア創出」→「活動実践」→「ふりかえり」という流れで地域の力を合わせて活動することが期待されることから、これらのまち協活動に対する支援についてもコミスタ等は担当課と連携しながら取り組んでいくことが求められます。

また、コミスタ等は、まち協が作成した「活動ふりかえりシート」や「組織運営ふりかえりシート」の活用等により、まち協ができていること、できていないことを見える化し、まち協に対する必要な支援を検討します。まち協のめざす姿や運営能力が向上していくような姿（過程）や、新たに取り組む目標や課題に対する取り組みをまち協と共有したうえで、「まち協ができることを少しずつ増えていく」ように支援します。

まち協の運営が向上と持続可能な活動（イメージ）

地域力	いざとなったら協力できる住民の関係性と協働力

地域力の向上

協働の経験
⑨活動の成果を分かち合い、さらなる活動につながる
⑧協力して成し遂げることの喜び・成功体験・ふりかえり
⑦活動のわかちあい、分担

多くの人の協力意思
⑥活動を分かち合える仲間が増える（⇒特定の人に負担が偏らない）
⑤誰もが参加できる開かれた場で対話する（⇒アイデアを受け止める）
④知り合いを増やす

まち協の認知・信頼
③調べたらまち協のことが分かる（体制、活動、成果、会計等）
②インターネット等でまち協を調べられる
①まち協の存在が知られる

コミスタ等に求められる支援の内容（例）

	目的	まち協が取り組むこと	コミスタ等に求められる活動内容
まち協活動	地域課題の解決 地域魅力の向上	①誰もが参加できる対話の場を設け、地域課題や地域魅力について話し合う。	・対話の場への情報提供（市情報、地域資源、人材情報等） ・地域課題の収集と分析
		②対話を通じて共有した課題、目標、取り組み等を、まち協が「わがまち推進計画」にとりまとめる。	・わがまち推進計画の作成支援
		③対話の場を活用し、「課題共有」→「アイデア創出」→「活動実践」→「ふりかえり」という流れで地域の力を合わせて活動する	・参考となる取り組み事例の情報提供 ・アイデアの実践に向けて、協力の輪を広げるための様々な主体の巻き込み支援（中間支援機能） ・わがまち推進計画に掲げる目標の実現に向けたふりかえりの支援
		④知見、労力、資金等を確保するため、必要に応じて、校区外の主体（大学、事業者、ＮＰＯ等）と連携協力する。	・校区外の主体との連携協力に向けたコーディネート
まち協運営	大切な活動を継続するための地域力の向上	①担い手の募集、人材育成を行う。	・地域のまちづくり関わる層を増やすための取り組み ・研修会の実施
		②役割分担（活動の分かち合い）を行う。	・役割分担を行うための取り組みの支援（マニュアル作成、情報共有の仕組みづくり等）
		③住民の認知・信頼・協力を得るための広報（組織・活動紹介、参加の呼びかけ）を行う。	・まち協や地域活動についての情報発信
		④組織運営事務（計画・予算・決算資料の作成、会議運営、資金運営）を行う。	・まち協担当者が作成した計画・予算・決算資料の作成に対する助言 ・交付金の活用についての説明・助言
		⑤まち協運営をふりかえり、次に「できるようになること（目標）」を設定し、できることを増やしていく。	・まち協運営のふりかえり支援 ・ふりかえりを踏まえた目標設定と対応する取り組みの実現支援

「活動ふりかえりシート」の項目例

<table>
<tr><th rowspan="2">わがまち推進計画の目標</th><th rowspan="2">めざすまちの姿（●年後）</th><th colspan="8">令和●年度</th></tr>
<tr><th>めざすまちの姿に対する今年度の目標</th><th>対応する取り組み</th><th>交付金活用の有無</th><th>目標</th><th>成果</th><th>次年度に向けて</th><th>今年度の達成度</th><th>めざすまちに対する成果と課題</th></tr>
<tr><td rowspan="3">目標１
安全・安心のまちづくり</td><td rowspan="3">犯罪がなく、いざというときに助け合えるつながりのあるまち</td><td rowspan="3">犯罪件数の●%減少

これまでつながりのない人とのつながりづくり</td><td>防災訓練</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="3">B</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>防犯防災講習会</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>防災マップの作成</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>目標２
高齢者・障がい者に優しい地域福祉のまち</td><td></td><td></td><td>ふれあいサロン</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

「組織運営ふりかえりシート」の項目（例）

1．活動に誘い、担い手を育成する。	
①	まち協の活動に参加したいと思った人が、参加の意思表示ができる方法が確保されている。 （まち協（担当者）のメールアドレスや電話番号を明示、参加希望書を出張所へ設置など）
②	まち協の活動に関心があり、新たに協力してくれそうな方を探し、声かけを行っている。
③	新たにまち協に参加する人に、まち協の目標や役割を最初に説明し、理解・共有されている。
④	役員以外の校区住民からまちづくりについて広く意見を聞く場を設けている。 （ワークショップ、アンケート等）
⑤	新しい活動のアイデアや提案について、（定期的に）みんなで話し合い、検討・反映する場が設けられている。
2．活動を分かち合う。（役割分担）	
①	より良い活動・運営をめざして、定例行事等においても改善点等について話し合い、ふりかえり、見直しを行う機会が設けられている。
②	次年度の活動に向けて、整理したシナリオ、シフト表、チラシ等のノウハウの共有やマニュアル等を用いた活動の引継ぎが行われている。
③	役割分担の際に、可能な時間だけの参加ができる体制が整っている。
④	会議等に出席できない場合でも、会議の内容等を共有できるように議事録等の作成・報告を行っている。
⑤	できる人に、できる範囲で協力してもらうよう呼びかけている。
3．まち協の活動を住民に伝える。（広報）	
①	広報活動を担うための広報チームがある。
②	事業計画・予算、事業報告、決算を校区住民全体に広く周知している。
③	情報を伝える相手にあわせて、情報発信のルートを検討している。 （子ども対象は学校を通じて、若い世代にはＨＰ、対象となる世代が参加するイベント時に直接配布など）
④	まち協の情報を、いつでも、だれでも、どこでも入手できる環境がある。
⑤	プライバシーや著作権保護のために必要な対応を把握し、広報活動に反映できている。
4．校区内外の様々な主体（パートナー）と連携・協力する。（地域力の結集）	
①	新たな課題への対応や、よりよい活動を模索するために、自分たちだけでなく外部の力も借りるという考え方が、校区まちづくり協議会内で共有されている。
②	校区内の団体・事業者等といった地域資源を把握している。
③	日ごろから地域内外の構成団体以外の様々な主体と、必要時に協力関係が築けるように、顔見知りの関係を築いている。
④	必要に応じて構成団体以外の団体（事業者・ＮＰＯ・大学等）と連携している。
⑤	課題に対して連携・協力先を探す場合、どこに相談すれば必要な協力や情報提供を受けられるか分かっている。
5．まち協活動に必要な資源を確保する。	
①	会議の準備・運営（日程調整、会場確保、次第検討、会議の開催通知、会場設営、議事録作成等）について、外部の力を借りずにまち協のみでできている。
②	まち協の会計ルールを定め、透明性を確保した適切な会計処理ができている。
③	まち協の年間事業計画（案）、予算（案）の作成について、外部の力を借りずまち協のみでできている。
④	領収書保管、会計処理、決算書作成等の会計事務について、外部の力を借りずまち協のみでできている。
⑤	担い手の連絡先や、行事等の参加者名簿等の個人情報について、紛失・漏えいが起こらないように適切に管理・対策を行っている。（例：施錠保管、複製禁止、パスワード設定等）
⑥	校区まちづくり交付金を充てることが出来ない費目での支出が必要な時、必要となる財源の確保ができている。

●考え方３

まち協の運営能力が向上することにより、地域課題解決に向けた取り組みもステップアップしていきます。そのため、交付金制度の充実を図ることが求められます。

「交付金」とは、わがまち推進計画に基づき実施する地域課題の解決につながる活動に必要となる経費を、条例に基づき、予算の範囲内で財政的支援を行うものです。

これまで、コミスタ等が支援してきた、まち協運営に関する事務をまち協ができるようになることが、自立した運営を行うために必要です。また、まち協の組織運営能力を高めていくためには、これまでのまち協では確保できなかった専門的な人材・知識・能力を確保する必要があります。現在は使途として認められていない有償ボランティアや委託（以下、「人件費等」という。）への使途の拡大についてメリット・デメリットや、拡大する場合の方向性を検討しました。

人件費等に使途を拡大する場合のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
まち協にとって	・校区住民等に限らず、人件費等を認めることでまち協の活動や事務処理に従事する人を見つけやすくなることにより、まち協の主体的な運営につながることが期待できる。 ・事務局の強化を進めることで、地域の主体性が育まれる。	・事務を担う人材を見つける必要がある。 ・まち協に関わる活動をする住民の中で、有償と無償のボランティアが発生する。 ・交付金の総額の範囲では、人件費への支出が増えると、他の活動予算が相対的に減少する。
コミスタ等にとって	・地域課題に対する活動支援を行う時間が増える。	・まち協の担当者が事務処理に慣れるまで、指導・修正等の支援に要する時間が新たに必要となる。

わがまち推進計画の目標を実現するため、人件費等を認めるためには、校区住民等の間で混乱が起こらないよう、市は制度趣旨や対象範囲等を示し、まち協に理解をしてもらうことが必要です。また、市は、まち協が人件費等を活用する際は、運営が強化され、まち協の目標が実現につながるように求めていきます。

人件費等の検討内容

人件費等の内容	業務内容	
	まち協活動	まち協運営
・有償ボランティア ・まち協からの事業者等への委託	・わがまち推進計画の目標達成のための活動	・地域情報の収集・集約 ・地域への情報発信（広報） ・会議準備（日程調整、資料準備、会場設営、議事録等） ・事業計画・事業報告の作成 ・会計処理、決算事務 ・交付金事務（申請・報告）

４．引き続き検討が必要な課題

共創と共生の地域づくりの考え方に沿って、まち協活動の発展を促進していくためには、まち協をとりまく環境そのものを改善していくことも必要です。

そのため、市においては、次の課題を継続的に検討し、改善していく取り組みを行うことが求められます。

検討が必要な事項

●担い手層の拡大

これまで地域のまちづくりに関わったことのない層に対して、関わるきっかけを提供する等、関わる層を増やしていく取り組みは、まち協や出張所等だけでなく、市全体の取り組みとしても進めていくことが必要です。

●まち協と他の地域団体との関係性・役割分担の検討

まち協の他にも地区自治振興委員会、地区福祉委員会等、様々な地域団体が活動しています。まち協と他の地域団体との関係性や役割分担のあり方について、引き続き検討していくことが必要です。

●地域団体に対する補助金の検討

様々な地域団体に対して様々な補助金が市から交付されています。まずは、どのような目的で補助金が交付されているのかを「見える化」し、対話の場で出されたアイデアの実践にあたって活用可能となる財源の全体像について情報共有ができるようにすることが望まれます。

また、様々な地域団体の校区全体の活動や財源を踏まえ、より効果的・効率的に活用しやすい補助金制度の検討が必要です。

さらに、まち協に対する市からの「業務委託」についても、検討を進めることが期待されます。

●出張所等と担当課との連携・協力のあり方の検討

共創と共生の地域づくりを進めていくにあたり、出張所等や担当課がどのように関わり、まち協と連携・協力していくのかを明確にし、まち協と市に対する考え方を市職員が理解し、共有することが必要です。例えば、各担当課で抱える地域課題や行政課題について、コミスタ等がどのように関わるのか、出張所等（出張所・人権コミュニティセンター・コミュニティセンター）の役割や活動を検討することが必要です。

●中間支援機能を担う団体の役割分担・連携のあり方の検討

共創と共生の地域づくりを進めていくにあたり、対話の場への参加者の多様性や、アイデア実践にあたっての外部資源の確保等が重要となってきます。

出張所等やまち協も「中間支援機能」を担う組織の一つとして、多様な主体とネットワークを築き、コーディネートをしていくことが期待されます。

また、このような状況を踏まえ、市民活動団体の支援や市民活動団体とコミスタ等のコーディネートを担うほか、情報提供・情報収集を行う等、八尾市市民活動支援ネットワークセンター「つどい」の役割、機能等をこれまでの活動実績やまち協のあり方を踏まえて検討していくことが必要です。

●共創と共生の地域づくりを進めていくための仕組み全体のふりかえりと改善

共創と共生の地域づくりに向けて、まち協と市をはじめ、多様な主体による協働がうまく推進されるように、市全体の仕組みとして成果や課題をふりかえり、継続的に改善していくことが必要です。

また、これらの仕組み全体をふりかえる体制づくり・仕組みづくりが求められます。

資料編

１．八尾市校区まちづくり協議会の支援に関する検討会議

（１）目的

本市では、平成 30 年度に八尾市校区まちづくり協議会あり方検討会議を実施し、校区まちづくり協議会（以下、「まち協」という。）に期待される役割や活動の全体像、社会的課題の解決や地域の魅力向上に向けた活動の進め方、まち協の持続性を高める運営のあり方等、まち協の自立に向けた方向性を報告書として示している。

本年度は、その実現に向けて支援のあり方について検討することを目的として本会議を設置する。

また、本会議の検討については、報告書として公表するとともに、検討内容については、令和３年度より実施される「第３期わがまち推進計画」の策定のために校区まちづくり協議会へ情報提供を行う。

（２）検討事項

１．まち協のめざす姿と現在のまち協活動について
２．社会的課題の解決や地域の魅力向上に向けてのまち協活動の支援について（地域主体のまちづくりに対する支援、まち協と地域拠点との協働・連携の支援）
３．まち協活動の持続性を高める運営の実現に向けた支援について（地域拠点の役割・活動、財政支援）

（３）検討体制

構成	氏名（所属等）
校区まちづくり協議会	山中 あや子（用和小学校区まちづくり協議会 会長） 髙木 吉久 （美園小学校区まちづくり協議会 会長）
八尾市市民活動支援ネットワークセンター	新福 泰雅 （副理事長兼事務局長兼つどい業務責任者）
やお地域まちづくりアドバイザー	久 隆浩 （近畿大学 教授） 田中 優 （大阪国際大学 教授） 久木 勝三 （NPO 法人緑・ふれあいの家 理事長）
市民ふれあい担当部長 【委員長】	山原 義則
政策推進課長 【副委員長】	藤本 寿江
市政情報課長	林田 眞希子
地域福祉部次長兼地域福祉政策課長	御前 敬
久宝寺出張所長	廣瀬 孝二
コミュニティ推進スタッフ	木下 信司 （用和・長池小学校区担当）
コミュニティ推進スタッフ	阪田 祐司 （高安中学校区担当）

（４）検討経過

開催時期	回数	意見交換の内容
令和元年 10 月	第１回	・まち協の「めざす姿」を実現するために実施すべきこと ・まち協の「めざす姿」を実現するために必要な支援
令和元年 12 月	第２回	・まち協に対するコミュニティ推進スタッフ等（地域拠点）の支援について ・地域課題の解決に向けたまち協の PDCA の運用について ・交付金における人件費等の考え方について
令和２年３月	第３回	・まち協のめざす姿を実現するために出張所やコミスタ等に期待する支援の内容について ・交付金における人件費等の考え方について

2．交付金

交付金とは、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例に基づき、補助率を設けない交付金として、校区まちづくり協議会が作成した、わがまち推進計画をもとに自主的・主体的に取り組まれる地域活動に対する財政的支援を目的として平成 25 年度から始まり、市の施策及び関係法令に整合するものであれば活用できます。

●交付金額

均等割の額、人口割の額及び加算を合算して得た額

均等割 ＋ **人口割** ＋ **加算** ＝ **校区まちづくり交付金**

区　分	交付金の上限額
均等割額	１協議会につき、500,000円とする。
人口割額	１協議会につき、次の各号に掲げるその校区を構成する地域の人口の総数（前年９月末日現在）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 ⑴ 5,000人未満　1,000,000 円 ⑵ 5,000人以上10,000人未満　1,250,000円 ⑶ 10,000人以上15,000人未満　1,500,000円 ⑷ 15,000人以上　1,750,000円
加算額	事業の目的が次の各号に掲げる加算項目に合致すると認められる場合は、１協議会につき、150,000円を上限とする。なお、複数の加算項目を申請した場合でも加算上限額は変わらない。 ⑴ 安全安心加算 ⑵ 健康増進加算 ⑶ 次世代育成加算 ⑷ 情報発信加算 ⑸ 組織基盤強化加算 ⑹ 協働広がり加算

（資料）八尾市校区まちづくり協議会支援に関する規則

■校区まちづくり協議会の支援に関するあり方について　報告書

令和２年３月発行
発行者　八尾市　人権文化ふれあい部　コミュニティ政策推進課
〒581-0003　大阪府八尾市本町一丁目１番１号
TEL　072-924-3818　　FAX　072-992-1021
電子メール　　com-suishin@city.yao.osaka.jp
刊行物番号　　R１-230